公開草案 2022 年 10 月 18 日 (意見募集期限 2022 年 11 月 25 日)

監査基準報告書900「監査人の交代」の改正について

年 月 日 日 日本公認会計士協会

日本公認会計士協会 	
改正案	現行
監査基準報告書 900	監査基準報告書 900
監査人の交代	監査人の交代
2011 年 12 月 22 日	2011 年 12 月 22 日
改正 2013 年 6 月 17 日	改正 2013 年 6 月 17 日
改正 2015 年 5 月 29 日	改正 2013 年 6 月 17 日 改正 2015 年 5 月 29 日
改正 2018 年 10 月 19 日	改正 2018 年 10 月 19 日
改正 2019 年 6 月 12 日	改正 2019 年 6 月 12 日
改正 2021 年 8 月 19 日	改正 2021 年 8 月 19 日
改正 2022 年 6 月 16 日	改正 2022 年 6 月 16 日
改正 2022 年 10 月 13 日	<u>最終</u> 改正 2022 年 10 月 13 日
<u>最終改正 2023 年 月 日</u>	
日本公認会計士協会	日本公認会計士協会
監査・保証基準委員会	監査・保証基準委員会
(報告書:第41号)	(報告書:第41号)
《I 本報告書の範囲及び目的》	《I 本報告書の範囲及び目的》
(省 略)	(省 略)
│	【Ⅱ 要求事項》
(省略)	(省 略)
│ │《Ⅲ 適用指針》	《Ⅲ 適用指針》
《1. 監査業務の引継 - 監査人予定者及び監査人》	《1. 監査業務の引継 - 監査人予定者及び監査人》
(省 略)	(省 略)
A2. 付録1に「監査人予定者の指定に関する通知書」の文例が示されている(第7項参照)。	A2. 付録1に「監査人予定者の指定に関する通知書」の文例が示されている(第7項参照)。
なお、グループ監査において、 <u>グループ監査人</u> と構成単位の監査人が同一法人又は同じネットワ	なお、グループ監査において、 <u>グループ監査チーム</u> と構成単位の監査人が同一法人又は同じネッ
ークに属する場合、 <u>グループ監査人</u> が当該通知書を親会社からグループ単位で一括して入手してい	トワークに属する場合、 <u>グループ監査チーム</u> が当該通知書を親会社からグループ単位で一括して入
るときは、構成単位の監査人は、 <u>グループ監査人</u> から監査人の交代に関する通知を受けることもあ	手しているときは、構成単位の監査人は、 <u>グループ監査チーム</u> から監査人の交代に関する通知を受

改正案	現行
る。	けることもある。
(省 略)	(省 略)

《Ⅳ 適用》

(省 略)

- ・ 本報告書(年 月 日)は、2024年4月1日以後開始する事業年度に係る財務諸表の監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用する。また、公認会計士法上の大規模監査法人以外の監査事務所においては、2024年7月1日以後に開始する事業年度に係る財務諸表の監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用する。ただし、それ以前の決算に係る財務諸表の監査及び中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用する。ただし、それ以前の決算に係る財務諸表の監査及び中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用することを妨げない。その場合、品質管理基準委員会報告書第1号「監査事務所における品質管理」(2022年6月16日)、品質管理基準委員会報告書第2号「監査業務に係る審査」(2022年6月16日)及び監査基準委員会報告書20「監査業務における品質管理」(2022年6月16日)と同時に適用する。なお、2022年6月16日)、品質管理基準委員会報告書第2号(2022年6月16日)及び監査基準委員会報告書第1号(2022年6月16日)、品質管理基準委員会報告書第2号(2022年6月16日)及び監査基準委員会報告書第2号(2022年6月16日)及び監査基準委員会報告書第2号(2022年6月16日)及び監査基準委員会報告書20(2022年6月16日)と同時に適用する。さらに、2022年10月13日付けで改正された倫理規則の変更に関連する事項は、2023年4月1日から適用するが、日本公認会計士協会が公表する倫理規則(2022年7月25日変更)の適用と合わせて早期適用することができる。
- ・ 本報告書(2022年10月13日改正)は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。
- 一倫理規則(2022年7月25日変更)

(修正箇所:第6項、第11項から第13-2項、第18項、第20項、A1項及びA3項)

- 監査基準報告書(序)「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」(2022 年 7 月 21 日改正)

(上記以外の修正箇所)

- ・ 本報告書(年 月 日改正)は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。
- 監査基準報告書600「グループ監査における特別な考慮事項」(年 月 日改正)

(省 略)

《付録3 監査調書の閲覧に伴う守秘義務に関する承諾書の文例》 (A11 項参照)

(省 略)

(注2)監査調書の閲覧を依頼する第三者には、会社の親会社の監査人(<u>グループ監査人</u>)などが想定される。

以 上

《IV 適用》

(省 略)

- ・ 本報告書(2022年10月13日改正)は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。
- 一倫理規則(2022年7月25日変更)

(修正箇所:第6項、第11項から第13-2項、第18項、第20項、A1項及びA3項)

- 監査基準報告書(序)「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」(2022 年 7 月 21 日改正)

(上記以外の修正箇所)

(省 略)

《付録3 監査調書の閲覧に伴う守秘義務に関する承諾書の文例》 (A11 項参照)

(省 略)

(注2)監査調書の閲覧を依頼する第三者には、会社の親会社の監査人 (<u>グループ監査チーム</u>) などが 想定される。

以上

以上